

改正 平成30年8月31日 原規総発第1808311号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月31日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成30年9月3日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(文書の接受)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員会の職員が直接文書を受領したときは、速やかに当該職員が所属する文書管理担当者に申し出た上で、<u>接受するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条～第22条 (略)</p> <p>(決裁を受ける範囲)</p> <p>第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則(原規総発第120919027号)第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、<u>長官官房参事官</u>まで</p> <p>(5) (略)</p> <p>第24条・第25条 (略)</p> <p>(<u>決裁終了前の決裁文書</u>の修正)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(文書の接受)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員会の職員が直接文書を受領したときは、速やかに当該職員が所属する文書管理担当者に申し出て<u>接受を受けなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条～第22条 (略)</p> <p>(決裁を受ける範囲)</p> <p>第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則(原規総発第120919027号)第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、<u>総務課長</u>まで</p> <p>(5) (略)</p> <p>第24条・第25条 (略)</p> <p>(<u>決裁文書</u>の修正)</p>

第26条 決裁終了前の決裁文書の修正は、加除訂正により行うものとし、内容の重大な変更にわたる修正については、当該修正に係る部分に修正者が押印等をするものとする。ただし、決裁権者が起案者に当該内容の修正を求めることを妨げるものではない。

2 (略)

第27条・第28条 (略)

(修正のための決裁を受けない決裁終了後の決裁文書の修正の禁止)

第28条の2 決裁終了後の決裁文書の修正は、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて順次決裁を受けること（以下この条において「修正のための決裁」という。）により行うものとする。

2 修正のための決裁には、修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付しなければならない。

3 決裁文書のうち、行政機関の意思決定の内容そのものが記載されている行政文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修正を行った場合には、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書を原本とする。

4 修正のための決裁による修正が行われた後の決裁対象文書のうち、施行が必要なものについては、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。

(1) 当初の決裁対象文書の施行日前 当初の決裁における文書番号及び施行日

(2) 当初の決裁対象文書の施行日後 修正のための決裁における文書番号及び施行日

5 当初の決裁文書のうち、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合には、施行が必要な決裁対象文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。

第26条 決裁文書の修正は、加除訂正により行うものとし、内容の重大な変更にわたる修正については、当該修正に係る部分に修正者が押印等をするものとする。ただし、決裁権者が起案者に当該内容の修正を求めることを妨げるものではない。

2 (略)

第27条・第28条 (略)

(新設)

6 修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植、脱字又は文書管理システムの誤操作による軽微な誤りなど軽微かつ明白な誤りに係る場合には、第1項の規定にかかわらず、修正のための決裁に係る手続を、総括文書管理者決定に定めるところにより、簡素化することができる。

(決裁・供覧文書の登録)

第30条 決裁を終えたときは、当該起案者において、起案用紙にその決裁を終えた年月日その他必要な事項を登録するとともに、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、決裁簿に件名、決裁を終えた年月日、施行年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。

2 供覧を行うときは、当該起案者において、起案用紙にその供覧を開始した年月日その他必要な事項を登録するとともに、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、供覧を終えたときは、決裁簿に件名、供覧を開始した年月日、供覧を終了した年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。

3 前2項の文書番号は、毎日更新し起番する。

(決裁・供覧文書の登録)

第30条 決裁又は供覧を終えたときは、当該起案者発議者において、起案用紙にその決裁を終えた年月日又は供覧を終了した日その他必要な事項を登録するとともに、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、決裁簿に件名、決裁を終えた年月日、施行年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。

(新設)

2 前項の文書番号は、毎日更新し起番する。